

問12-2-2〔自立助長の妨げとなる借家等に居住する者への助言等について〕

借家等に居住する被保護者に対し、食料や日用品、家具什器等の購入・貸与、生活支援サービス利用の強要や著しく高額な共益費等の請求などが行われていることを確認した場合、どのように取り扱ったらよいか。

(答) 訪問活動等によって、物品の購入や貸与、生活支援サービスなどの居室の提供以外のサービス利用の強要や、著しく高額な共益費等の請求、通帳・身分証明書を取り上げられるなどの不当な行為が認められる場合、居住地が就労の場所から遠距離にあることから通勤が著しく困難である場合など、被保護者の自立の助長を阻害する状況にあり、転居が適当と判断した場合には、適切な居住環境への転居を促すなど、必要な支援をされたい。

また、居室の提供以外のサービス利用及び費用を支払う契約等については、契約等の内容、勧誘時の説明や経緯などによっては、民法や消費者契約法を始めとする法令により取消又は無効とすることができる場合があるため、法テラスや無料法律相談等の利用を勧奨するなど、必要な助言をされたい。